

厳折
り曲
げ
禁
げ

親権者以外による申請

受理年月日	受理	確認
窓口記入欄		

有効期間 発行年月日 **必ず本人(子ども)が記入 (ヨミカタ)**

写真
写真は貼らずにお持ちください
注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm)
*提出された写真は旅券に転写されます。
*裏面に氏名を記載してください。

氏名 (左詰めで記入)
ヘボン式ローマ字 活字体大文字で記入してください。(枠が足りない場合は窓口に申し出てください)

ビゼン タロウ
備前 太郎
BIZEN
TAROU

所持人自署 **備前 太郎**

性別 女 生年月日 200611 (年月日が一桁の場合は十の位に0を記入)

本籍 **岡山県 備前市東片上126番地** (市区部以下を記入してください)

必ず本人(子ども)が記入 枠からはみ出ないように (所持人自署欄)

※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 ある ない
 ※旅券の所持歴はありますか。 ある (以下に最後の旅券について記入) ない

発行年月日 西暦で記入

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。

この申請書を提出する日の年齢 18歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。
 ※3日以内に紛失(廃失)届出を行っている場合は、枠内に√印を記入してください。

満(16)歳 私は有効期限が()年の一般旅券の発給を希望します。

現住所 (住民票に記載の住所) 〒705-0022 岡山県備前市東片上126 電話 0869(△△)0000
 携帯 080(0000)XXXX
 メールアドレス bizenxx@xxx.xxx.jp

居所で申請する場合は居所も下段に記入してください。 その他勤務先など日中の連絡先 電話 ()

日本国内の緊急連絡先 住所 備前市東片上126 氏名 備前花子 申請者との関係 母 電話 0869(△△)0000

※次の各事項に該当しているか否か、□に√印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

刑罰等関係	1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

現在外国の国籍を有していますか。
 (※該当する枠内に√印を記入してください)
 はい いいえ
 「はい」の場合
 どの国の国籍ですか。 _____
 取得年月日 _____年____月____日
 どのような方法で取得しましたか。
 外国籍の父又は母の子として出生
 外国での出生
 外国人との婚姻又は養子縁組
 帰化申請又は国籍取得届出

外務省 03 13条 10 別名併記 14 居外確認 0A 別人 0C 解除 0E 職権 0H 特例1 0K 特例3
 コード欄 04 対地域 11 非ヘボン 15 居外表示 0B 失効 0D その他訂正 0G 再作成 0J 特例2 官庁コード

注意
一、太枠内の所定の欄に黒又は青の濃いインクで枠からはみ出さないよう記入してください。
 二、※のある欄では、又は□枠内に√印を、その他の欄はかき書体により(所持人自署の欄は除く)記入してください。
 三、この用紙は機械で読み取りますので折らないうちを折つた場合は、申請書に改めて記入をお願いする場合があります。折つた場合は、申請書に改めて記入をお願いする場合があります。折つた場合は、申請書に改めて記入をお願いする場合があります。
 四、わが国固有の領土である北方領土(択捉島、国後島、色丹島及び

五、申請書に虚偽の記載をして旅券の交付を受けた場合は、旅券法(五年(営利目的は七年)以下の懲役、二百万円(営利目的は五百万円)以下の罰金)及び刑法により処罰されます。
 六、この申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができません。
 七、記載の個人情報(旅券事務の適正な執行の確保、不正取得、使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人援護並

